

「中部圏広域地方計画協議会準備会」の設立主旨

趣 旨

「国土形成計画法」(以下「法」という)が平成17年7月に制定され、新たな計画づくりが始まり、国土審議会において全国計画等の検討・審議が進められています。国土形成計画は全国計画と広域地方計画からなり、広域地方計画における区域が平成18年6月30日に示され、7月7日には法の施行令・施行規則が制定され、広域地方計画づくりが始まります。

広域地方計画は平成20年度中頃の制定を目標に進めるとしてはいますが、法第10条に規定されている「広域地方計画協議会」(以下「協議会」という)の設立は、平成19年度中頃とされている全国計画決定後となっており、審議期間が約一年間と限られています。

このため、区域の政令制定後速やかに、課題の抽出や中部の将来像のコンセプトづくり等を始め、全国計画への提案のまとめや協議会設立に向けた準備をする必要があり、政令で示された県・政令指定都市と国の地方行政機関の長に中部圏の代表的な経済団体の長を加えて「中部圏広域地方計画協議会準備会」(以下「準備会」という)を設立し、協議会設立までに検討が必要な事項(下記準備会検討事項)を議論するものです。

なお、準備会には下部組織を設け準備会に諮る事案の検討・調整を行うものとしします。

準備会検討事項

1. 課題の抽出・中部の将来像のコンセプト
2. 中部圏域から全国計画に対する提案事項
3. 協議会規則(案)
4. 学識経験者会議設置(案)
5. 隣接地方公共団体の代表等の構成員への追加及び北陸圏との合同協議会(案)の開催等の中部圏周辺地域との連携のために必要な事項

本設立主旨は、平成18年8月2日の中部圏広域地方計画協議会準備会で承認。

中部圏広域地方計画協議会準備会構成員

○関係県及び指定都市

<u>富山県</u>	<u>富山県知事</u>
<u>石川県</u>	<u>石川県知事</u>
<u>福井県</u>	<u>福井県知事</u>
<u>長野県</u>	<u>長野県知事</u>
<u>岐阜県</u>	<u>岐阜県知事</u>
<u>静岡県</u>	<u>静岡県知事</u>
<u>愛知県</u>	<u>愛知県知事</u>
<u>三重県</u>	<u>三重県知事</u>
<u>滋賀県</u>	<u>滋賀県知事</u>
<u>静岡市</u>	<u>静岡市長</u>
<u>浜松市</u>	<u>浜松市長</u>
<u>名古屋市</u>	<u>名古屋市長</u>

※ () 書きは協議会構成員であるが、準備会は当面代表機関で進めるなど、構成員が多数になりすぎないように各地方行政機関において調整を行う。この場合において、審議内容については代表機関から他機関へ情報提供するなど配慮する。

※ 構成員における下線は準備会設立時(H18.8.2)より追加となった者である。

○関係地方行政機関

警察庁	中部管区警察局長 (関東管区警察局長)
総務省	東海総合通信局長 (信越総合通信局長)
財務省	東海財務局長 (関東財務局長)
厚生労働省	東海北陸厚生局長 (関東信越厚生局長)
農林水産省	東海農政局長 (関東農政局長)
	中部森林管理局长 (関東森林管理局长、近畿中国森林管理局长)
経済産業省	中部経済産業局长 (関東経済産業局长、近畿経済産業局长)
国土交通省	中部地方整備局长 (関東地方整備局长、北陸地方整備局长)
	中部運輸局长 (北陸信越運輸局长)
	<u>大阪航空局长</u>
	第四管区海上保安本部長 (第三管区海上保安本部長、第九管区海上保安本部長)
環境省	中部地方環境事務所長 (関東地方環境事務所長)

○経済界

中部経済連合会会長
東海商工会議所連合会会長
長野県商工会議所連合会会長
静岡県商工会議所連合会会長

○市町村

<u>全国市長会</u>	<u>東海市長会会長</u>	岡崎市長(H18)	静岡市長(H19)
<u>全国町村会</u>	<u>東海四県町村会代表者</u>	菰野町長(H18)	富士川町長(H19)

○オブザーバー

<u>神奈川県</u>	<u>神奈川県知事</u>
<u>新潟県</u>	<u>新潟県知事</u>
<u>山梨県</u>	<u>山梨県知事</u>